

調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）

公 告 日

令和 2 年 7 月 2 日

三重県防災行政無線運営協議会長 日沖 正人

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）を準用し、規則第 62 条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：令和 2 年度 2 号可搬型衛星系防災行政無線等保守点検業務委託

仕 様：仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

(1) 履行期間

契約の日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 限り

(2) 履行場所

三重県津市広明町 1 3 番地 他 1 7 箇所（別添 特記仕様書別表 1 参照）

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成 1 7 年度以降に元請けとして固定型 VSAT 局、可搬型 VSAT 局、多重マイクロ回線、FWA 回線いずれかの保守点検業務の実績を有する者であること。

オ 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号。以下「法」といいます。）第 2 4 条の 2 に規定する登録点検事業者であり、固定局及び地球局の保守点検を行うことができる者であること。

カ 法第 4 0 条第 1 項第 4 号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成 1 3 年政令第 2 4 5 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜当該委託業務に対して補助又は支援の体制がとれる者であること。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

本入札は書面により行います。

入札に参加を希望するものは、(1) の競争入札参加資格確認申請を (2) 及び (3) の書類を添えて 13 (3) の方法により行い、3 (1) の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に (4) から (8) までの書類を 13 (5) の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

※ (2) 及び (3) については、三重県電子調達システム（物件関係）に利用者登録されている者については提出を免除しますので、その旨を証明することができるもの（三重県電子調達システム登録

確認書の写し等)を提出するか、(1)の申請書に事業者登録番号を記載してください。

※(4)、(5)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請(13(3)参照)
- (2) 法人にあつては「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
- (3) 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (6) 業務の実績を証明する書類
3(2)エに示す保守点検業務の履行実績を確認できる書類(契約書・仕様書及び履行確認書の写し等)
- (7) 登録点検事業者であることを証明する書類
3(2)オに示す法第24条の2に規定する登録点検事業者であり、固定局及び地球局の保守点検を行うことができる者であることを確認できる書類(点検事業者登録証の写し及び点検を行うことができる無線設備等に係る無線局の種別のわかる書類等)
- (8) 法に定める有資格者が在籍することを証明する書類
3(2)カに示す法第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令(平成13年政令第245号)第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍していることを確認できる書類(無線従事者免許証及び保険証の写し等)

5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) P4「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」(以下「契約事務担当所属」という。)に記載する所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等という。」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

13 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和2年7月14日（火） 15時まで

《結果回答》

令和2年7月16日（木） 15時までに行います。

※ 提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行い、回答は「三重県防災対策部 HP」「防災みえ.jp」で確認してください。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 同等品申請の提出締切日時
「対象外」

(3) 競争入札参加資格確認申請書提出の締切日時

令和2年7月10日（金） 15時まで

《結果通知》

令和2年7月17日（金） 17時までに行います。

【提出方法】

「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に持参により提出してください。

三重県津市広明町13

三重県庁5F 三重県防災対策部災害対策課 内

三重県防災行政無線運営協議会 事務局 （担当：堀田）

(4) 入札および開札の日時、場所

所定の書式（入札書（物件関係用））による書面で、持参により入札を行ってください。

第1回入札日時 令和2年7月22日（水） 11時

第1回入札場所 三重県津市広明町13 三重県庁厚生棟2F S201会議室

〃 開札日時・場所 入札場所にて入札完了後、直ちに行います。

第2回以降の入札

再度入札を行う場合は引き続いて行いますので、入札様式・封筒をご用意ください。

内訳書の提出の要否

要 **不要**

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和2年7月22日（水） 17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(4)から(8)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

なお、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

■ **入札に関する事務を担当する課・班**

三重県防災行政無線運営協議会 事務局

（防災対策部災害対策課情報通信班） 担当 堀田

電 話 059-224-2157 FAX 059-224-2199

■ **契約に関する事務を担当する課・班**

三重県防災行政無線運営協議会 事務局

（防災対策部災害対策課情報通信班） 担当 堀田

電 話 059-224-2157 FAX 059-224-2199

入札に際しての注意事項

1 本項目の(1) から(2)は参加資格、(3) から(8)は落札資格となります。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (4) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (6) 平成 17 年度以降に元請けとして固定型 VSAT 局、可搬型 VSAT 局、多重マイクロ回線、FWA 回線いずれかの保守点検業務の実績を有する者であること。
 - (7) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 24 条の 2 に規定する登録点検事業者であり、固定局及び地球局の保守点検を行うことができる者であること。
 - (8) 法第 40 条第 1 項第 4 号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜当該委託業務に対して補助又は支援の体制がとれる者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
- (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3) 業務の実績を証明する書類
保守点検業務の履行実績を確認できる書類(契約書・仕様書及び履行確認書等)
 - (4) 登録点検事業者であることを証明する書類
法第 24 条の 2 に規定する登録点検事業者であり、固定局及び地球局の保守点検を行うことができる者であることを確認できる書類(点検事業者登録証の写し及び点検を行うことができる無線設備等に係る無線局の種別のわかる書類等)
 - (5) 法に定める有資格者が在籍することを証明する書類
法第 40 条第 1 項第 4 号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍していることを確認できる書類(無線従事者免許証及び保険証の写し等)
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額)としてください。(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として 3 回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 下記無効要件に該当する場合、該当する者の提出した入札書は無効とします。
- なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。(無効要件)
- 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第 67 条第 1 項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
 - (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

- 8 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 9 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、受注者が 10 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- 13 入札者が 1 者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 防災対策部 HP と調達説明書（仕様書）の表記に相違がある場合は、調達説明書（仕様書）の表記を優先するものとします。
- 15 公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」